

和光市告示第 1 7 7 号

和光市学校施設包括管理業務委託事業者審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 3 日

和光市長 柴崎 光子

和光市学校施設包括管理業務委託事業者審査委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 和光市立小中学校の施設管理の包括的な管理について委託する事業者（以下「事業者」という。）を、公平かつ適正に選定するため、和光市学校施設包括管理業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、事業者の選定に関することについて検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企画部長
- (2) 教育部長
- (3) 財政課長
- (4) 教育総務課長
- (5) 学校教育課長
- (6) 施設管理に関し専門的な知識経験を有する者
- (7) 市内商工団体を代表する者

2 委員会に委員長を置き、企画部長をもってこれに充て、副委員長は、教育部長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から市長が事業者を選定した日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に事業者の選定に係る審査及び評価を行わなければならない。

- 2 委員は、直接であると間接であるを問わず、事業者の募集に応募しようとする者及び応募した者並びにその関係者と接触してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部資産戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、市長が事業者を選定した日限り、その効力を失う。